

学校いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

永平寺町志比小学校

目 次

はじめに	…1
第Ⅰ いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの防止等に関する基本理念	…1
2 学校いじめ防止基本方針の内容	…1
3 いじめの定義と判断	…1
4 いじめの理解	…2
5 いじめの防止等に関する基本的考え方	…2
(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の推進	
(2)いじめの未然防止	
(3)いじめの早期発見	
(4)いじめの事案対処	
(5)家庭や地域との連携	
(6)関係機関との連携	
第Ⅱ いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめ対策委員会の設置	…4
(1)役割	
(2)構成員	
(3)構成員の役割	
(4)留意点	
2 具体的な施策	…6
(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の推進	
①ほめて伸ばす教育の推進	
②道徳教育の充実	
③人権教育の充実	
④体験活動の推進	
⑤読書活動の推進	
⑥清掃活動の充実	
(2)学校評価	…7

(3)いじめの未然防止	…7
①教員の学び合いによる分かる授業づくりの推進	
②いじめが起きない学校・学級風土づくりの推進	
③インターネットや情報機器に関する指導	
④いじめの防止等の対策に従事する人材の確保	
⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の資質能力向上	
⑥いじめ対策に関する調査・研究、検証等の実施	
⑦いじめ防止の重要性等に関する広報や啓発活動	
⑧いじめの防止等の取組みの点検・充実	
(4)いじめの早期発見	…9
①学校での継続的なチェックシステムと定期的な調査	
②いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の活用	
③学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の構築	
(5)いじめの事案対処	…10
①「いじめ対応サポート班」による組織的対応	
ア 役割	
イ 構成員	
ウ 構成員の役割	
エ 関係機関との連携	
オ いじめ事案発生時の対応	
(6)いじめの解消	…13
(7)いじめによる重大事態への対処	…13
3 家庭・地域・関係機関との連携	…13
(1)家庭との連携	
(2)地域との連携	
(3)関係機関との連携	
4 その他	…13
(1)教職員が児童と向き合うことのできる体制の整備	
(2)学校評価、教員評価における留意事項	
【いじめの防止等のための組織図】	…15
【いじめ対策の年間行動計画】	…16

はじめに

本基本方針は、児童の尊厳を保持する目的の下、地方公共団体・学校・家庭・地域その他の関係者が総がかりで、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条に基づき、学校が、いじめの防止等に関する対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等のための対策は、次のことを旨として行われなければならない。

- 一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会の実現のため、子どもが自分自身を大切にしたり、他者を思いやり互いに助け合ったりする「心の教育」を旨として行われること。
- いじめがすべての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- すべての児童がいじめを行わず、および他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することのないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響等、児童の理解を深めること。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・家庭・地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すこと。

2 学校いじめ防止基本方針の内容

学校はいじめ防止基本方針は、法の趣旨を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための対策を社会総がかりで進め、「思いやりや助け合いの心」の醸成、いじめの未然防止、早期発見、事後対応等をより実効的なものにするため、その基本的な方向、法により新たに規定された組織体制といじめへの組織対応、重大事態への対処等に関する内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かした対策の内容を具体的に定める。

学校はいじめ防止基本方針の実現には、学校・家庭・地域に法の意義やいじめの問題への正しい理解を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起して、児童をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上など、これまで以上の意識改革の取組みとその点検や実現状況の検証が必要である。

3 いじめの定義と判断

- いじめとは、児童に対して当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つて行うものとする。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものが含まれ、この場合は、早期に警察に相談・通報のうえ、連携した対応を取ることが必要である。

4 いじめの理解

- いじめの行為自体は、見えにくい形で行われることが多いため、気づかずに見過ごしたり、気づいてもふざけやけんか、よくあるトラブル等と判断して見逃したりしやすいことを認識し、よく状況を確認することが大切である。
- 表に現れた物理的・身体的な被害の程度とは別に、表には現れにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢が大切である。
- いじめの被害者・加害者は大きく入れ替わるので、被害者や加害者になりそうな児童を発見・予見して対応しようとするよりも、常に児童全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組みを行うべきである。
- いじめは、加害者と被害者という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されることが必要であり、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような集団の形成が望まれる。
- 発達障害の児童が周囲からいじめを受けることがあるため、障害への理解を進めるための指導や、互いの違いを認め合う集団づくりが必要となる。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の推進

- すべての子どもを、いじめに向かわせることなく、豊かな情操や道徳心、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくることが何より重要である。
- 道徳教育等を通じて心の醸成を図るため、互いを思いやり助け合う心や、目標に向かってやり抜くたくましい心、生命や人権を大切にすることを育成し、友情の尊さや信頼の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について適切に指導することが重要である。

(2) いじめの未然防止

- いじめは、「どの子どもにもどの学校でも起こりうるものであること」、「だれもが被害者にも加害者にもなり得ること」、加えて、「早期発見・早期対応の姿勢や加害者・被害者の特定や予見のための取組みには限界があること」を踏まえ、すべての児童を対象とした未然防止の観点が必要である。
- いじめの背景には、過度の競争意識や勉強・友人等に係るストレスが存在することに着目し、それらの改善を図りストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要であり、加えて、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられるよう、居場所づくりや絆づくりの場となる学校づくりに取り組む必要がある。
- 特に配慮が必要な児童への支援、指導については、全ての教職員が情報を共有し、共通理解のもとで行うことが重要である。

(3) いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、児童が発するサインを見逃さないよう、すべての大人が連携し日ごろから児童のささいな変化にも気付く力を高める必要がある。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするため、表面の行動に惑わされることなく内面の感情を察し、違和感を敏感に感じ取る必要があるとともに、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- 日ごろから児童の声が教員に届くような体制を整えるとともに、相談したいという信頼関係を日常的に築いておくことが必要である。
- 保護者に対して、いじめに関するアンケート等を実施して、保護者の立場から捉えた児童の実態も把握することが必要である。

(4) いじめの事案対処

- 管理職の強いリーダーシップの下、迅速な組織対応を図ろうとする教職員の意識や雰囲気醸成、体制整備が重要であり、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深めておくことが必要である。
- いじめが認知された場合、学校が直ちに、いじめを受けたあるいは知らせてきた児童には、心のケアと併せて安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的対応を行うことが必要である。
- 必ず保護者との連携を図り、対応策について十分に説明し、了承を得ることも忘れてはならず、家庭や教育委員会への報告・連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。

(5) 家庭や地域との連携

- 学校は「開かれた学校」の観点に立ち、日ごろから、学校の対処方針や年間指導計画などいじめに関する情報を積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求める。
- PTAや地域の関係団体等と学校関係者が協議する機会を設けたり、地域・学校協議会（福井型コミュニティ・スクール）を活用したりするなど、いじめの問題について、学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設ける必要がある。
- より多くの大人から存在を認められたり、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止められるようにしたりするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制が必要である。

(6) 関係機関との連携

- 警察や児童相談所等との円滑な連携を図るためには、日ごろから「顔の見える関係」を築いておくことが必要であり、この日々の連携の積み重ねが、適切な緊急時の連携に結び付くことを認識する。
- 学校や教育委員会において、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導に十分な効果を上げることが困難である場合には、相談等を行うべきか否か迷うような場合も含め、早期に、まずは「相談」することが大切である。

第II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ対策委員会の設置

(1) 役割

いじめが起きない魅力ある学校・学級づくりを進め、いじめの未然防止について、日ごろから指導の方策を協議し、方針や対策を決定する。また、いじめの早期発見、早期対応に努める。

- ・ いじめの未然防止について、学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催や、いじめの情報の迅速な共有、指導や支援の体制・対応方針の決定
- ・ いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」に向けた協議
- ・ 児童生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動
- ・ いじめ発見のための情報交換と連絡体制づくり
- ・ 教職員の校内研修のための資料収集と資料作成
- ・ 定期的な面談やアンケートの実施
- ・ 学級活動やホームルーム活動のための共通資料作成

(2) 構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 教育相談担当 養護教諭

(3) 構成員の役割

校長・教頭

- ◇いじめを許さない学校づくりの基本方針を明確に示す。
- ◇校内のいじめの実態把握に努める。
- ◇全校体制での取組を推進する。
- ◇PTAや関係機関・団体との協力体制を確立し、開かれた学校づくりに努める。

教務主任

- ◇学級担任との連携を図り、校内のいじめの未然防止に努める。
- ◇指導方針について保護者の理解を深めるために、積極的に情報の収集や提供に努める。

生徒指導主事

- ◇いじめ対策委員会のコーディネーターを務め、未然防止の組織的な取組を進める。
- ◇各学年の児童生徒の状況を把握する。

学級担任

- ◇特別活動などの体験活動を通じて、児童生徒間の心の結びつきを深める。
- ◇「自分の学級にもいじめはあり得る」との認識をもち、児童生徒の日々の生活や言動をきめ細かく観察する。

教育相談担当・養護教諭

- ◇学級担任が気づきにくい様々な問題の把握に努める。
- ◇把握した情報を、担任や生徒指導、校長や教頭に伝え、いじめの未然防止に役立てる。

(4) 留意点

- 特定の教員で抱え込まない仕組みづくり
 - ・いじめであるかどうかの判断は組織的に行い、教職員は、ささいな兆候や懸念児童からの訴えを、抱え込まずにすべて当該組織に報告・相談する。
 - ・当該組織に集められた情報は整理して記録し、情報の集約と共有化を図る。
- PDCAサイクルと取組検証
 - ・当組織は、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、取組状況のチェック、いじめの事後対応がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、PDCAサイクルで検証を行う。

2 具体的施策

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育の推進

(法第15条第1項)

①ほめて伸ばす教育の推進

- 児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。

②道徳教育の充実

- 発達段階に応じた計画的な道徳教育

- ・小学低学年ではあいさつや友だちとの遊びを通して「心と心をむすぶこと」、中学年では「支え合いや助け合い」、高学年では橋本佐内ら先人に学び「感謝と相手の尊重」など、人との関わりに関する内容を設定し、思いやりや認め合いの心、感謝の心等を育む指導を行う。

- 幼小の接続による道徳教育

- ・集団の中で規範意識や人間関係能力、コミュニケーション能力を育むため、幼小一貫した道徳性の育成に努める。町幼小連携研究会で幼小の接続を意識したカリキュラムを考え、幼児期の道徳性を育むとともに、円滑な小学校への接続につなげる仕組みを確立する。

- 保護者・地域参加型の道徳授業

- ・親子や地域の大人などの世代を超えた道徳的価値観の交流を図り、家庭や地域社会と一体になった道徳授業を推進する。

- 子どもと地域を結ぶ絆づくり運動

- ・身近な地域でのあいさつ運動等を通して互いのつながりを深めるなど、地域ぐるみで豊かな心を育む道徳的活動を実践する。

③人権教育の充実

- 学校における計画的・系統的な人権教育

- ・スクールプランの中に人権教育を正しく位置づけ、各教科、道徳、特別活動等と関連付けながら適切に行われるよう、全体計画・推進計画・年間計画を活用した人権教育を行う。
- ・人権教育担当者を位置付けて中心的な役割を担い、様々な人権問題や人権教育のあり方等についての教員の理解を深める。

- 人権教育の指導内容および指導方法の工夫・改善

- ・人権教育の手引き等を活用して、人権教育および人権啓発の推進、指導内容および指導方法の工夫・改善に努めるとともに、体験活動や参加体験型の学習活動を通して、人権感覚の育成と実践力の向上を図る。

④体験活動の推進

- 学校における体験活動

- ・児童の心の触れ合いを通して共に喜び感動する心を育成するため、縦割り班活動、ソーシャルスキルトレーニング、小小連携（地区内の小学校間の交流）、集団宿泊体験（豊かな心を育てる体験活動事業等）や職場体験、ボランティア体験等、自然や地域社会の中で多様な体験活動を充実する。

○地域における体験活動

- ・世代間や異種団体等、人との関わりを直接体験できる多様な交流活動の充実を図る。
- ・子ども会等社会教育団体と連携し、地域における体験活動の充実を図る。

⑤読書活動の推進

○学校における読書活動

- ・授業での図書室の活用や朝の読書活動、読書紹介等により、児童の読書習慣の定着を図る。

○家庭における読書活動

- ・保護者による読み聞かせや家庭外での本を通じた親子の心の触れ合いなど読書活動を通じて親子が関わり合える環境づくりを推進する。

○地域における読書活動

- ・読書推進活動により読書に親しむ環境づくりを進め、子どもの読書活動や読書ボランティア（読み聞かせ会）活用等の充実に努める。

⑥清掃活動の充実

○学校における清掃活動

- ・感謝の気持ちで、主体的に行う清掃活動の定着を図る。

(2) 学校評価

いじめの防止等に関する取り組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置付け、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善に努める。

(3) いじめの未然防止

①教員の学び合いによる分かる授業づくりの推進（法第15条）

○校種間の円滑な接続を意識した授業改善

- ・保育士と幼稚園教諭が小学校の指導内容等を学ぶ研修会等を充実する。
- ・小学校と中学校の相互の授業参観や合同研究会、指導案作り等、中学校区内の教員が互いに学び合う機会を充実する。

○教員の学び合いによる授業力の向上

- ・児童の活用力や読解力を育成するため、教師の指導力支援事業等を活用し学校全体の授業力向上に向けた研究体制を構築する。
- ・教員の知恵と工夫を結集した教育情報等を活用して、授業改善に努める。
- ・発達障害の児童への授業における支援等、個の理解を踏まえた「分かる授業」に努める。

②いじめが起きない学校・学級風土づくりの推進（法第15条）

○自己有用感や充実感を高める「心の居場所づくり」と「絆づくり」

- ・授業規律や学級の秩序の確立等を通して、児童が安心して居られる場となる「心の居場所づくり」に努める。
- ・縦割り班活動や異年齢交流等、児童が主体となって互いに認め合い、励まし合う「絆づくり」の場づくりに努める。

- ・新しい環境への円滑な接続を図れるよう、小小合同教育活動（みんなの学校・さわやか交流事業等）や体験入学、授業交流等の校種間の相互交流を推進する。
- 児童の主体的活動を通したいじめ防止等の取組み
 - ・学級活動や児童会活動などの場を活用して、いじめ撲滅運動や命の大切さを呼びかける活動など、児童自身が自ら考える主体的な活動を推進する。
- 特に配慮が必要な児童への支援、指導
 - ・以下の児童を含め、特別な配慮が必要な児童に対する特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ア 発達障害等の障害のある児童
 - イ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ウ 性同一性障害や性指向・性自認に係る児童
 - エ 震災で被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童
- SOSの出し方に関する教育
 - ・危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行う。

③インターネットや情報機器に関する指導

- インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利用について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設ける。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努める。
- 児童相互によるネット利用に関するルールづくりの指導や、家庭でのネット利用に関するルールづくりに関するPTA等への働きかけを行う。

④いじめの防止等の対策に従事する人材の確保（法第18条第1項）

- 生徒指導等に取り組む人材、心理や福祉等の専門家の活用
 - ・特別な教育的支援を要する児童に対する学習支援を行ったりする特別支援教育支援員の活用等、児童一人ひとりに対してきめ細かく対応できる環境を整備し、いじめが起きにくい学校づくりに努める。
 - ・地域の大学との連携のもと、生徒指導の改善を行う体制を構築する。

⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の資質能力向上（法第18条第2項）

- 学級担任としての資質能力向上
 - ・「通うのが楽しい学級づくり」（学級運営指導書）の活用等により、係・活動班の構成や学年・学級での諸活動等における交友関係に関するきめ細かな指導を行う。
- いじめの未然防止のための教員等の資質能力向上
 - ・教職員等にいじめの未然防止の重要性を周知徹底し、中学校区での具体的な未然防止策を充実させたりするため、小中学校の生徒指導主事対象の研修会（いじめ・不登校サポート会議）に参加する。
 - ・児童理解や教員のカウンセリング能力等の向上のため、心理や福祉の専門家等を講師とした校内研修を推進する。

- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることを周知するとともに、体罰については、暴力を容認するものであり、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。
- きめ細やかな生徒指導を行うための少人数指導・TT指導教育
 - ・児童の発達段階や実情に応じて、少人数指導・TT指導講師を活用し、学習指導を見直す。

⑥いじめ対策に関する調査・研究、検証等の実施

- いじめの認知件数や発生時期、学校に設置されている「いじめ対策委員会」の開催状況や組織対応状況等、いじめの問題に対する日常の取組みについて定期的に検証する。
- 定期的に、「学校が楽しいか」「みんなで何かをするのは楽しいか」「授業に主体的に取り組んでいるか」「授業はよく分かるか」などの項目で「意識調査」を実施し、学校や学級の状態を把握する。その結果をもとに未然防止に関わる活動を強化する。
- 欠席・遅刻等の状況を定期的に把握し、「気がかりな児童・生徒に関する状況報告書」「児童生徒の個人状況・学校対応状況シート」を町教育委員会に報告する。
- いじめの要因、いじめがもたらす被害、いじめのない学級づくり等に係る国立教育政策研究所等の調査研究結果をいじめの防止等の対策に活用する。

⑦いじめ防止の重要性等に関する広報や啓発活動

- いじめ問題に関する正しい理解の周知徹底を図るため、いじめ・不登校対策研修会や生徒指導主事研修会（児童生徒問題行動地域対策会議、いじめ・不登校サポート会議）に参加し、研修を深める。

⑧いじめの防止等の取組みの点検・充実

- 学校におけるいじめ問題への取組の点検を、定期的に行う。
- 教師向けの指導用資料「いじめ問題対応の手引き（福井県教育委員会）」を活用して、いじめに対する適切な措置を行う。
- 学校いじめ防止基本方針が実情に即してきちんと機能しているか、いじめの実態把握や取組状況は適切かなどについて定期的に検証する。

(4) いじめの早期発見

①学校での継続的なチェックシステムと定期的な調査（法第16条第1項）

- いじめの被害と加害および他の児童の状況について、児童自らが継続的にチェックするシステムを実施する。
- 児童を対象としたいじめの実態把握に関するアンケート調査を定期的かつ計画的に実施し、必要に応じて、保護者対象の調査も実施する。

②いじめに関する通報および相談を受け付けるための体制の活用

- スクールカウンセラー等の配置を県に要請し、児童が悩みや不安を気軽に相談できる体制を充実する。
- 県の「24時間電話相談」や教育研究所における電話や面談による教育相談を広く活用する。

③学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の構築

- 子どもの状況に関する情報共有や共通理解に関して、学校と家庭、地域が組織的に協働できるよう、地域・学校協議会（福井型コミュニティ・スクール）を核として、PTAや子ども会、青少年育成団体等地域の関係団体との連携を促進し、日ごろから「顔の見える関係」を構築する。
- 学校は、放課後子どもクラブやスポーツ少年団等の指導者との連携を図りながら、放課後における児童の状況の把握に努める。

(5) いじめの事案対処

①「いじめ対応サポート班」による組織対応

- 学校における解決困難な問題への対応を支援するため、スクールカウンセラやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等と連携した組織対応や町の主任児童委員や民生児童委員等との連携を図る。

ア. 役割 いじめが起きたときの対応や方針を決定する。

- ・ いじめ事案に対する対応策の立案
- ・ 保護者や地域社会との連携
- ・ 関係機関との連携
- ・ 個別面談による情報収集
- ・ 継続的な支援
- ・ 気がかりな子ども等に関する事例検討会の開催

イ. 構成員

校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 教育相談担当 養護教諭など

ウ. 構成員の役割

校長・教頭

- ◇いじめの実態とその指導状況の把握に努め、適切な対応を進める。
- ◇PTAや関係機関・団体との協力についても考える。
- ◇実態に応じた「いじめ対応サポート班」を編成し、コーディネーターを指名する。

教務主任

- ◇学級担任との連携を図り、いじめの状況を把握する。
- ◇いじめについて生徒指導主事や校長、教頭に報告し、担任を含めて対応策を検討する。また、必要に応じて他学年との連携を図る。

生徒指導主事

- ◇各学年の児童生徒の状況を把握し、学年のサポートに努める。
- ◇校長、教頭にいじめについての幅広い情報を報告し、率先して問題の解決に当たる。

学級担任

- ◇いじめが起きたり、いじめのサインをとらえたりした場合は、一人で抱え込まず、学年主任や他の教員との連携を図る。
- ◇児童生徒や保護者からの相談や訴えについては、どんなささいなことでも誠意をもって対応する。

教育相談担当・養護教諭

- ◇学級担任が気づきにくい様々な問題を把握する。
- ◇把握したいいじめの情報を保健日誌に継続的に記すとともに、的確に担任や生徒指導主事、校長、教頭に情報を伝える。
- ◇いじめの実態に応じて、スクールカウンセラー等との連携を図る。

エ. 関係機関との連携

いじめが起きた場合には、状況に応じて、学校相互間、町教育委員会との早急な連携を図る。必要に応じて、他の関係機関との連携を図る。

学校相互間の連携

いじめを受けた児童といじめを行った児童が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な支援や指導・助言を行うことができるようにするため、校長学校運営研究会等において日ごろから学校相互間の連携協力体制を図る。

教育委員会との連携

校長は、

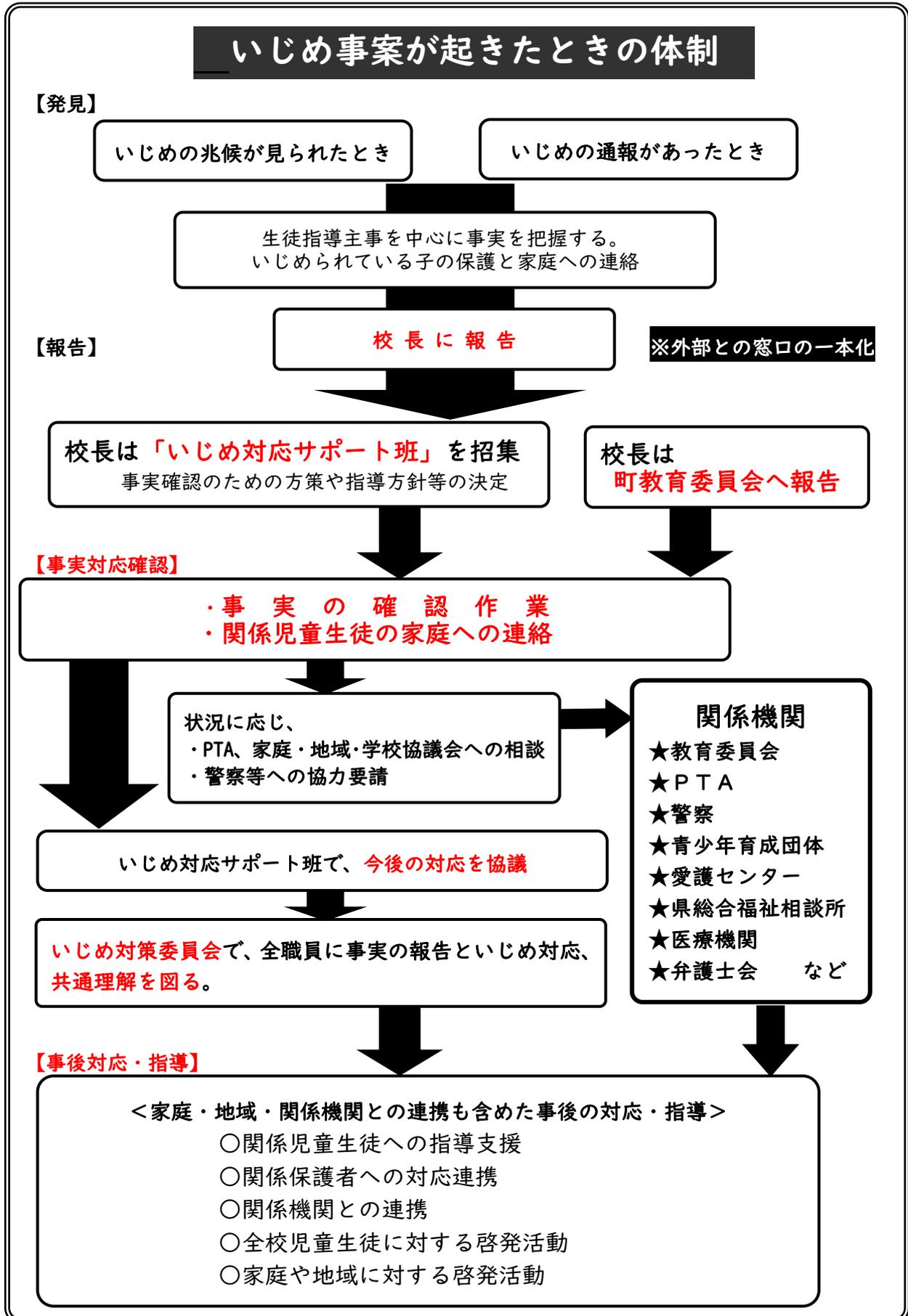
- ◇いじめの状況について速やかに報告する。
- ◇「いじめ対応サポート班」の設置を連絡する。
- ◇今後の対応についての相談をする。
- ◇いじめ解消への取り組みが長期に及ぶ場合には、経過報告書を提出する。
- ◇状況に応じて、指導主事等の派遣を要請する。
- ◇他の関係機関との連携の必要性について相談する。
- ◇いじめ事案の解消時または安定期に入った時に報告書を提出する。

その他の関係機関との連携

校長は、

- ◇いじめがひどくなることが懸念され、学校だけでの対応が困難な場合には、速やかに、PTAや警察、児童相談所等と連携する。
- ◇対象の児童生徒が精神的に極度に不安定な場合には、心療内科等の医療機関と連携する。
- ◇家庭において問題が見られ、児童生徒や保護者に支援が必要な場合には、児童相談所や愛護センター等と連携する。

オ. いじめ事案発生時の対応



(6) いじめの解消

- 学校長は、いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
 - ・いじめに係わる行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
 - ・被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

- 学校は、「重大事態」に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、学校の下に組織を設け質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係を明確にするための調査を実施する。

3 家庭・地域・関係機関との連携

(1) 家庭との連携

- 幼稚園や幼稚園と協力して保護者自らが保育体験をするなど、親の役割の大切さや子育てについて学ぶ機会を作るとともに、子育てやしつけを学べる機会を提供し、幼児期の保護者等の家庭教育力の向上を支援する。

(2) 地域との連携（法第17条）

- 福井型コミュニティ・スクールにより、いじめ問題等学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(3) 関係機関との連携（法第17条）

- 「学校・警察連携制度」により情報共有を図るなど、学校と警察が連携した児童の健全育成と非行防止、再発防止を推進する。

4 その他

(1) 教職員が児童と向き合うことのできる体制の整備

- 学校事務共同実施により、教員が行っている事務の負担軽減を図り、教員が児童と向き合う時間を確保する。
- 全職員で全児童の指導にあたる体制づくり（放課後の個別指導、支援員による児童観察記録等）
- 行事の精選と協力体制づくり

(2) 学校評価、教員評価における留意事項

- 学校評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
- 教員評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価する

重大事態への対処

いじめの疑いに関する情報

- 学校に設置する「いじめ対策委員会」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
- ア）「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- イ）「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

【学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断】

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる。

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※組織の構成については、専門的知識および経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

※「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、網羅的に明確にする。

※この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係をつかむ。いじめ行為が、「いつ、誰から、どのような態様」であったか。学校や教員がどう対応したか。これらを明確にする。

※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実しかりと向き合おうとする姿勢が重要。

※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して情報を適切に提供

※調査により明らかになった事実関係の情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告をする）。

※関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

※得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※明らかになった事実関係を報告する。

※必要に応じて、いじめを受けた児童やその保護者の所見も添える。

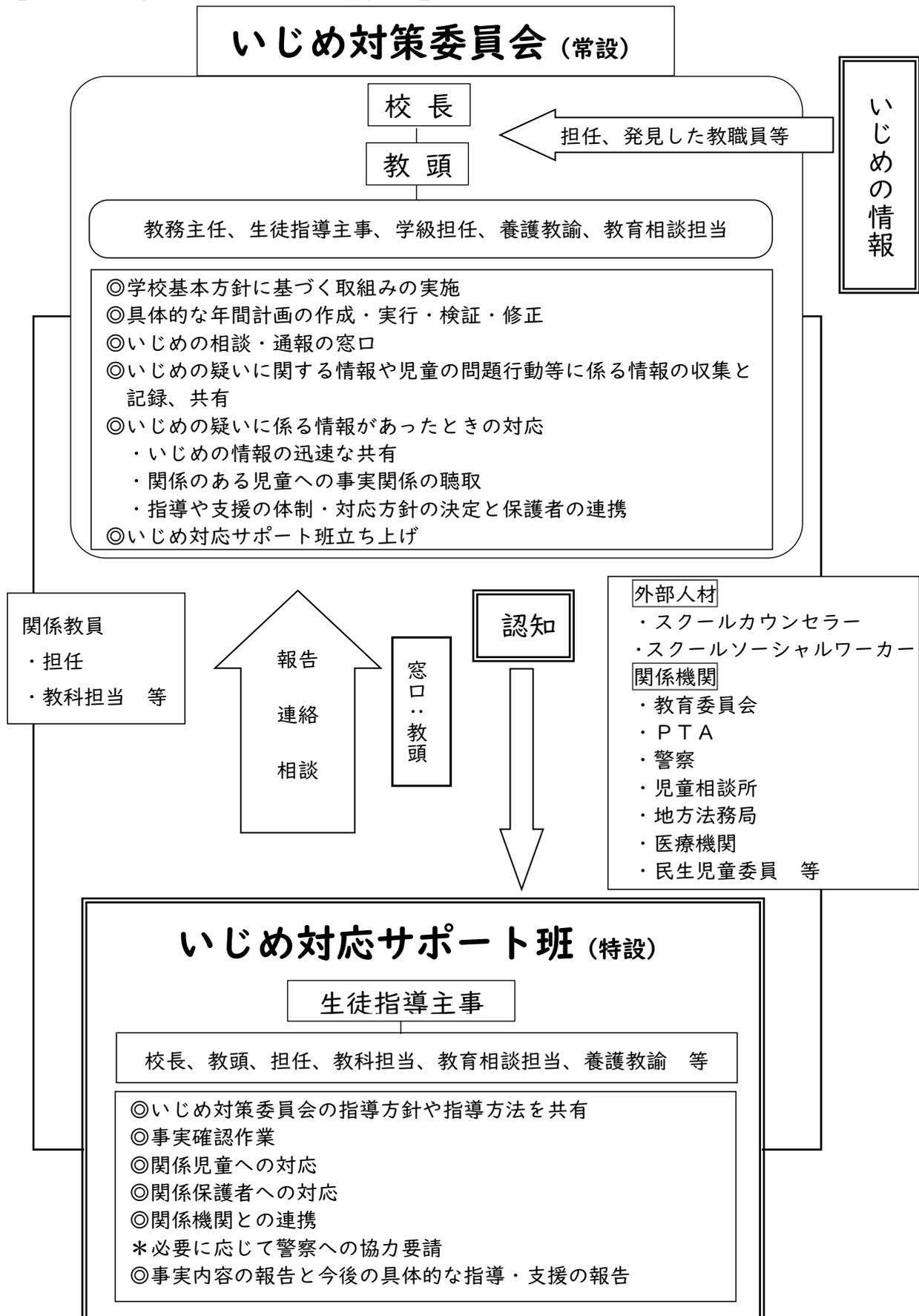
●調査結果を踏まえた必要な措置

※学校の設置者の指導、助言等にもとづいて必要な措置をとる。

※いじめられた児童、いじめた児童、その保護者、学級や学校全体等を対象にいじめ対応サポート班を中心に、継続的に支援・指導を行う。

学校の設置者が調査主体の場合

●設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力



【いじめ対策の年間行動計画】

【様式3】

〔4～6月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	<p>いじめ防止対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針確認 年間計画策定 <p>↓</p> <p>職員会議</p> <ul style="list-style-type: none"> 年間計画周知 教員の意識点検 <p>↓</p> <p>P T A総会</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本方針の公表 	<p>いじめの自己チェック(生活チェック)</p>					
		フレンド班活動計画 ・リーダーの育成		委員会活動計画 クラブ活動計画 ・4, 5, 6年の絆づくり			
		参観日(学年懇談会)					
		フレンド活動スタート ・自主的な活動 ・絆づくり ・リーダーの存在感					
		いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応					
		学校生活アンケート調査 → 早期発見					
		児童教育相談週間					
5月	<p>いじめ防止対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校生活アンケートをもとに、定期的に状況把握 職員終礼等での児童の様子を共通理解 職員会議、研究会等での児童理解 児童教育相談の報告 	<p>ポジティブ教育 (SST)</p>					
		校内体育大会					
		フレンド活動・自主的な活動 ・絆づくり					
		校内体育大会 (参観日) 1～6年生による応援練習 ・リーダー育成 低、中、高学年での種目練習 ・絆づくり					
		2年 公開授業		地域と進める 体験推進事業 城山登山			
		校内研修 ・ポジティブ教育、道徳教育、人権教育、特別活動の年間計画の作成と確認					
		教育相談だより発行 ・保護者向けに発行 ・相談の希望調査					
		こころのアンケート調査・人権アンケート					
6月	<p>いじめ防止対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の状況を定期的に把握 	<p>児童教育相談週間</p>					
		フレンド活動 ・自主的な活動 ・絆づくり					
		授業研究 対話を通して、考えを深め広げる授業づくりに取り組み、担任教諭全員が授業を公開する。					
		ポジティブ教育 (SST)					
						連合音楽会 小小連携	
		6年 公開授業					

〔7～9月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> いじめ防止対策委員会 ・児童の状況を定期的に把握 ・夏期休業前の指導 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 保護者会 ・情報や意見収集 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 学校評価アンケート①分析 ・同じ項目で ・未然防止に生かす </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> PTA学年行事 ・親子の絆づくり ・体験的な活動 </div>	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> いじめの自己チェック(生活チェック) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> フレンド活動 ・自主的な活動 ・絆づくり </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 学校評価アンケート①（意識調査①含む） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 保護者会 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: right; margin-top: 20px;"> PTA親子行事 </div>					
8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> いじめ防止対策委員会 ・学校評価の分析をもとにした振り返り ・2学期の取組み ↓ 職員会議 ・重点事項確認 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 校内研修 ・ポジティブ教育研修会 ・1学期の反省 ・2学期の取組み ・教員の意識点検 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> 家庭訪問 ・休み中だけでなく普段の様子も ・クラスや地域の子どもの状況も把握 </div>					
9月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 情報発信 ・学校評価の結果 ・2学期の取組み等 (学校・学級だよりで) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 授業研究 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> いじめ防止対策委員会 ・児童の状況を定期的に把握 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 教育相談だより発行 ・保護者向けに発行 ・相談の希望調査 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 学校生活アンケート調査 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 自然教室 (小小連携) ・絆づくり ・自主的な活動 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 4年 公開授業 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 連合体育会 小小連携 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> フレンド活動 ・自主的な活動 ・絆づくり </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 20px; padding: 10px; text-align: center;"> ポジティブ教育 (ピアサポート) </div>					

[10~12月]

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<p>いじめ防止対策委員会 ・児童の状況を定期的に把握</p> <p>授業研修会 ポジティブ教育を活用した授業</p>	<p>いじめの自己チェック(生活チェック)</p> <p>フレンド活動 ・自主的な活動 ・絆づくり</p> <p>地域と進める体験推進事業</p> <p>委員会活動計画 クラブ活動計画 ・4, 5, 6年の絆づくり</p> <p>校内マラソン大会(参観日) ・各自の目標 ・仲間の励まし、認め合い</p> <p>1年公開授業 PTA親子行事 地域と進める体験推進事業 城山登山</p> <p>ポジティブ教育(ピアサポート)</p> <p>秋季遠足(1・2年) ・2年リーダー育成 ・絆づくり ・自主的な計画</p> <p>秋季遠足(3・4年) ・4年リーダー育成 ・絆づくり ・自主的な計画</p> <p>修学旅行 ・自主的計画 ・運営</p>					
11月	<p>いじめ防止対策委員会 ・児童の状況を定期的に把握</p> <p>授業研究</p> <p>人権教育・人権週間に関する校内研修 ・道徳の授業 ・人権週間の取組</p>	<p>こころのアンケート調査・人権アンケート</p> <p>児童教育相談週間</p> <p>3年公開授業 5年公開授業</p> <p>志比幼稚園 年長児との交流 ・異校種生との交流</p> <p>ポジティブ教育(ピアサポート)</p> <p>フレンド活動 ・自主的な活動 ・絆づくり</p> <p>総合的な学習発表会(参観日) ・自主的活動 ・地域ボランティアへの感謝</p>					
12月	<p>いじめ防止対策委員会 ・児童の状況を定期的に把握</p> <p>学校評価アンケート② (児童・保護者)分析 ・同じ項目で ・1学期末との比較</p> <p>保護者会 ・情報や意見収集</p>	<p>人権週間の取組み</p> <p>弁護士を活用した「いじめ予防授業」</p> <p>フレンド活動(大縄跳び) ・自主的な活動 ・絆づくり</p> <p>学校評価アンケート②(意識調査②含む)</p> <p>ポジティブ教育(レジリエンス教育)</p> <p>保護者会</p>					

〔1～3月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	<p>いじめ防止対策委員会 ・学校評価の分析をもとにした振り返り ・3学期の取組み</p> <p>↓</p> <p>職員会議 ・重点事項確認</p> <p>情報発信 ・評価アンケート②結果 ・3学期の取組み等 (学校・学級だよりで)</p>	<p>いじめの自己チェック(生活チェック)</p> <p>フレンド活動(大縄跳び) ・自主的な活動 ・絆づくり</p> <p>学校生活アンケート調査 → 早期発見</p> <p>児童教育相談週間</p> <p>ポジティブ教育(レジリエンス教育)</p>					
2月	<p>いじめ防止対策委員会 ・児童の状況を定期的に把握</p>	<p>PTA 親子行事</p> <p>卒業を祝う会 ・感謝の心 ・次の学年の自覚 ・5年リーダー育成</p> <p>見守り隊感謝の集い(卒業を祝う会) ・ボランティアへの感謝の心</p> <p>ひよどりブックの会 感謝の集い ・ボランティアへの感謝の心</p> <p>ポジティブ教育(レジリエンス教育)</p>					
3月	<p>意識調査③分析 ・同じ項目で ・年間での比較</p> <p>いじめ防止対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画見直し</p> <p>↓</p> <p>職員会議 ・課題確認 ・計画確認</p>	<p>意識調査③</p> <p>PTA資源回収 ・ボランティア活動 ・地域との絆づくり</p> <p>卒業式 ・感謝の心</p>					

中学校
体験入学
・新たな絆づくり
・異校種生との交流